介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 4 年度)

1 基本情報<共通>

(1)介護職員如遇改善加算

① 算定する加算の区分	────────────────────────────────────					
② 介護職員処遇改善加算の算定対象月	-					
③ 令和 4 年度介護職員処遇改善	加算の見込額	35,363,076	円			
④ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること)	35,369,206	円			
i)介護職員処遇改善加算の算定により賃金	210,800,000	円				
11) 削牛度の介護職員の資金の総額(処遇改 金改善額を除く)【 基準額1】 (ア)-(イ)-(ウ)-(コ	175,430,794	円				
「(ア)前年度の介護職員の賃金の総額	219,352,508	円				
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加	35,844,120	円				
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善が	8,077,594	円				
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の		円				
⑤ 賃金改善実施期間	令和 4 年 6 月 ~ 令和 5	年 5 月				
		·				

(2)介護職員等符疋処遇以善加昇				
① 算定する特定加算の区分				
② 介護職員処遇改善加算の取得状況				
③ 介護福祉士の配置等要件 ※サービス提供体制強化加算等の届出状況				
④ 特定加算の算定対象月]			
⑤ 令和 4 年度介護職員等特定外	・ 処遇改善加算の見込額(g)	9,141,432	円	
⑥ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は⑤欄の額を上回ること)	9,187,046	円	
i)特定加算の算定により賃金改善を行った	260,000,000	円		
ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を く)【 基準額2】 (ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	250,812,954	円		
「ア)前年度の賃金の総額		295,781,374	円	
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の	35,844,120	円		
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善	加算の加算の総額	9,124,300	円	
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の			円	
(7) 平均賃金改善額		護職員(B) その他の職種	重(C)	

半均賃金改善額			介護職員(A)	_	他の介護職員(B)	その他の職種(C)
i)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される 賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)		れる	67,309,936	円	111,479,305	円	75,514,550 円
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)			276.0	人	552.2	人	288.0 人
iii)前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)			23.0	人	46.0	人	24.0 人
iv)前年度のグループ毎の	iv)前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)		243,885	円	201,886	円	262,203 円
v)グループ毎の平均賃金	(A)のみ実施		33,122	円			
(月額)(g)/(j)/(k)	(9,141,672 円]) (9,141,672 円)			
NAME OF THE PARTY	(A)及び(B)を実施		#DIV/0!	円	#DIV/0!	円	
※予定している配分方法につい 択すること。(いずれか1つ)	で選 (#DIV/0! 円]) (#DIV/0! 円)	(#DIV/0! 円)	
※当該年度の特定加算の見込額と前			14,650	円	7,325	円	3,662 円
年度の一月当たりの常勤換算 より算出した職員数から算出し]) (4,043,400 円)	(4,043,400 円)	(1,054,656 円)
当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))				円		円	円
ノ 再に配力 引配な加昇秘領(円	(0 円]) (0 円)	(0 円)	(0 円)
日類平均8万円の賃令改善とかる孝又は改善後の賃令が年類440万円とかる孝			Δ	(石 目) 人		_	

月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者

(「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)

- ✓ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。
- ✓ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。
- □ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化する ことが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。
- □ その他(賃金改善実施期間(k)

12 か月 令和 月 令和



(3)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員	処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし						
賃金改善を行 う給与の種類	☑ 基本給 □ 手当(新設) ☑ 手当(既存の増額) ☑ 賞与 □ その他						
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)						
	就業規則の見直し () 賃金規程の見直し () その他 ()						
	(賃金改善に関する規定内容)						
具体的な取組 内容	賃金改善を行う賃金項目としては基本給、それに連動した賞与、及び処遇改善手当である。基本給増額については、法人の定める給料表に基づき、号俸を上げ、賞与はそれに連動する。また処遇改善手当については、各月毎、各サービス毎に算定する基礎額をすべての介護職員に確保した上で、加算の残りを実際に行った夜勤回数や勤務時間に応じて配分した額を、基礎額に上乗せし、更に加算総額を上回るよう精算支給する。賃金改善の実施時期は2022年6月から2023年5月まで。対象職員は介護職員(正職員、臨時職員、嘱託職員、パート職員)である。						
※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。							
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。						
	(上記取組の開始時期) 平成 24 年 4 月 (☑ 実施済 ☐ 予定)						
A							
口 介護職員等	特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし						
経験・技能の ある介護職員 の考え方	介護福祉士の資格を有し、勤務年数10年以上の介護職員とする。ただし、他の法人での経験年数を含むこととする。						
賃金改善を行	✓ (A)経験・技能のある介護職員✓ (B)他の介護職員✓ (C)その他の職種						
う職員の範囲	((A)にチェック(✔)がない場合その理由)						
賃金改善を行 う給与の種類	□ 基本給 □ 手当(新設) □ 手当(既存の増額) □ 賞与 □ その他						
	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)						
	就業規則の見直し						
	(賃金改善に関する規定内容)						
具体的な取組 内容	特定処遇改善手当については次の通りとする。 ・経験・技能のある介護職員 月額 14,650円 ・他の介護職員 月額 7,325円 ・その他の職種 月額 3,662円 ・上記の額を基準として、4月~7月分を9月の給与支給時に、8月~9月分を11月に、10月~1月分を3月に、2月~3月分を5月に、特定処遇改善手当として支給する。						
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。						
	資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。						
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。						
	(上記取組の開始時期) 令和 元 年 10 月 (✓ 実施済 □ 予定)						
ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善 (1)④ ii)(エ)又は(2)⑥ ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載							
独自の賃金改	(1) 少年ハー/入は(4) 少年八一/ソント 四十/又ッ/日月 改り 「こハず木日 ザッ気ロック東亚以管 明」に日上りの物口は45甲収						
善の具体的な 取組内容							
独自の賃金改							
善額の算定根 拠							

3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ② 変更なし 次の要件について該当するものにチェック(✔)し、必要事項を具体的に記載すること。

	牛 I 次のイからハまでの		加算 I・II の場合は必ず「該当」 ✓	該当
		践責又は職務内容等の要件 日容等に応じた賃金体系を定		
			し、全ての介護職員に周知している。	
キャリアパス要	牛Ⅱ 次のイとロ両方の基	準を満たす。	加算 I・II の場合は必ず「該当」	↑該当 非該当
	員の職務内容等を踏まえ、 実施又は研修の機会を確	保している。	ら、資質向上の目標及び①、②に関・デ	
イの実現組内容	見のための具体的な取		国に沿って、研修機会の提供又は技術指 を行う。 ※当該取組の内容について下記に	
(該当す	「る項目にチェック(✔) で、具体的な内容を記	上司による評価を行う。	いって研修機会の提供及び技術指導等を行い	
載)		(2) 研修受講のための勤務シ	後の実施 ※当該取組の内容について下言 フトの調整、休暇の付与を行う。	己に記載すること
ロ イについ	ヽて、全ての介護職員に歴	知している。		
キャリアパス要	#Ⅲ 次のイとロ両方の?	 基準を満たす。	加算 I の場合は必ず「該当」 🗸	該当 非該当
		,		する仕組みを設けている。
するも <i>0</i> ること。)	<u></u>	資格等に応じて昇給する ② ※「介護福祉士」や「実務 福祉士資格を有して就業 一定の基準に基づき定期 ※「実技試験」や「人事評 準や昇給条件が明文化さ	数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 仕組み 者研修修了者」などの取得に応じて昇給する する者についても昇給が図られる仕組みであ に昇給を判定する仕組み 価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指	らることを要する。
	、全ての介護職員に馬			
4 職場環境	等要件について<#	ķ通 >		
	;	※前年度に提出した計画書の記	己載内容から変更がない場合は「変更なし」に	チェック(🗸) 🗸 変更なし
区分			内容	
	✓ 法人や事業所の経営理	念やケア方針・人材育成方針、	その実現のための施策・仕組みなどの明確化	ዸ
入職促進に向	事業者の共同による採用	用・人事ローテーション・研修の	ための制度構築	
けた取組	─ 他産業からの転職者、	上婦層、中高年齢者等、経験者	・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕	組みの構築
	職業体験の受入れや地	域行事への参加や主催等によ	る職業魅力度向上の取組の実施	
			デ研修受講支援や、より専門性の高い介護技・	
資質の向上や	対する喀痰吸引、認知症	定ケア、サービス提供責任者研	修、中堅職員に対するマネジメント研修の受討	
キャリアアップ	研修の受講やキャリア段	は位制度と人事考課との連動		
に向けた支援	エルダー・メンター(仕事	『やメンタル面のサポート等をす	る担当者)制度等導入	
	上位者・担当者等による	Fャリア面談など、キャリアアップ等	に関する定期的な相談の機会の確保	
		· · · · - · · · · · · · · · · · · ·	とめの休業制度等の充実、事業所内託児施設	
両立支援・多	▼職員の事情等の状況にの転換の制度等の整備		職員制度の導入、職員の希望に即した非正	規職員から正規職員へ
様な働き方の 推進	有給休暇が取得しやすい			
1111/10		メンタルヘルス等の職員相談窓	口の設置等相談体制の充実	
			支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導	入及び研修等による腰
一声 ウェーン	ニ 痛対策の実施			
腰痛を含む心身の健康管理			チェックや、従業員のための休憩室の設置等	建康管理対策の実施
Y WENT DET		管理者に対する研修等の実施	p ## /#	
		マニュアル等の作成等の体制の	2117	7t E a 4t \ 4
化安排中 1 @			の介護ロボットやセンサー等の導入による業 「膳などのほか、経理や労務、広報なども含め	114771
生産性向上のための業務改	品 「高 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「		たったいない、経理でカ伤、仏教なども含め	ハニ川 曖未伤めクトツノ耒務
善の取組	_		絮・躾の頭文字をとったもの)等の実践による耳	散場環境の整備
	業務手順書の作成や、	記録・報告様式の工夫等による	情報共有や作業負担の軽減	
	✓ ミーティング等による職場	場内コミュニケーションの円滑化	による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤)務環境やケア内容の改善
やりがい・働き	地域包括ケアの一員とし	てのモチベーション向上に資	する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	—————————————————————————————————————
がいの醸成	利用者本位のケア方針	など介護保険や法人の理念等	を定期的に学ぶ機会の提供	
	ケアの好事例や、利用者	きやその家族からの謝意等の情	報を共有する機会の提供	
5 目うてル			た計画書の記載内容から変更がない場	△トサ「亦雨チット 。ノァイ 。
	安介について、それに 問知方法について、チェッ		/cm 四百ツル戦門谷かり変更がない場	合は「変更なし」にデエック(✔
ホームページ	「介護サービス情報公表	-	掲載予定	
小一ムペーンへの掲載	自社のホームページに		✓ 掲載予定	
		外部から見える場所への掲示	/ 掲載予定	
その他の方法 による掲示等	一 その他(シナゼトム・ランロッとののかり マンルウオレ) / □予定	
-			/ / 🗀 🖟	